

鬼頭清明著

『日本古代都市論序説』

櫛木謙周

本書は、「はじめに」で述べられているように、従来の古代「都市」研究が、主として平面プランの復元に重点を置いてきたのに対し、社会構成史的視点（とりわけ都市と農村との社会的分業をふまえた）を重視する立場から書かれたものである。プラン研究が考古学的発掘の成果と相俟って我々に重要な知見を提供してきたことは疑うべくもないが、著者によれば、宮都の文化財としての保存はかかる研究のみでは不十分となっており、京内部の社会構成を明らかにすることが実践的にも要請されるようになってきているという。本書はかかる現状をふまえて平城京を典型とする古代都市の本質に迫ろうとする意欲作である。その構成は以下の通りである。

はじめに——学説史風——

序章 都城と都市

第一節 古代都市とは何か

第二節 都城の歴史

第三節 平城京の概要（1）

第四節 平城京の概要（2）

〈補論1〉位祿の支給額と課丁数

第一章 高屋連赤万呂の世界

第一節 高屋連赤万呂と皇后宮職

第二節 写経司の仕事と流通経済

第三節 高屋連赤万呂の終焉

〈補論1〉天平期の優婆塞貢進の社会的背景

〈補論2〉奈良時代の民間写経について

第二章 安都雄足の活躍

第一節 越前と奈良

第二節 造東大寺司下の雄足

第三節 安都雄足の人物とその背景

〈補論1〉平城宮出土木簡と下級官人

第三章 上馬養の半生

第一節 造石山院所に至る馬養の経歴

第二節 奉写一切経所の財政と銭貨

第三節 上馬養と出拳銭

〈補論1〉八、九世紀における出拳銭の存在形態

終章 平城京の歴史的性格

第一節 三人の下級官人

第二節 平城京の都市史上の位置

第三節 平城京の歴史的概観

付論 文化財保存問題と歴史認識

I 原始・古代史研究と文化財保存問題

II 文化財保護行政史ノート

Ⅲ 歴史叙述についての覚書

——『日本の歴史3 奈良の都』ノート——

*

序章では古代都市の理論的位置づけ(第一節)と、中国(第二節)及び日本(第三・四節)の都城の歴史が概観されている。

鬼頭氏は、マルクスの『資本主義生産に先行する諸形態』(以下『諸形態』)を中心に、ウェーバーの『都市の類型学』をも援用しつつ、都市を広狹二義において理解される。すなわち、狹義(厳密)には、都市と農村との分離(Ⅱその限りでの生産用具所有者としての手工業者の農村からの自立・都市への定住)が行われており、かつ自律的な都市ゲマインデが存在するものと解される。そして広義の都市とは、これら両者のいずれかの条件を成立の契機として含むものである。

さしあたって問題となるアジアの都市については、『諸形態』という「王侯の宿营地」としての性格を本質と見、それは先の広狹二義のいずれの都市概念にも含まれないものとされる。ただ、都市としての萌芽的要素として、『諸形態』の別の箇所所述べられている、対外貿易や、労働と剰余生産物の交換が行われるという点にも注意が向けられている。

この節でまず考えさせられた点は、一七世紀のムガル帝国からマルクスが描きえたイメージを一般化することは、今日のアジア史学の実証水準からかなり無理を伴うのではないかということである。我々が『諸形態』から学ぶべきものは、「本源的所有」というものの理論的措定であり、それをふまえてマルクス以後の実証的成果をとり入れることによって、より豊富な都市の概念規

定に向かうことが可能ではないかと思うのである。

また、鬼頭氏は都市と農村の分業を考えるにあたって、手工業(者)の分離を中心に考えておられるが、周知の「物質的労働と精神的労働との最大分業は都市と農村の分業である」(『ドイッ・イデオロギー』合同新書版一〇七頁)という規定を無視されたのは不可解である。特に、早期において文明の段階に入り國家を形成したアジアにおいて、労働編成や交易(特に外国との)が「総括的統一」を介して行われる場合、そこで精神労働が物質的労働から分離され、一種の分業が成立し、それがアジアの都市を規定する一つの視角を提供すると思われるのである。(もちろん、『ドイッ・イデオロギー』の規定を「アジア的」都市に關して援用するには、論理段階について厳密に考える必要があるが。)

第二節では、前節の理論的検討をふまえて中国の都城の發展が概観されている。

中国の都城の完成形態としての唐長安城は、(A)王宮Ⅱ宮城、(B)政府機關所在地Ⅱ皇城、(C)一般居住地域Ⅱ坊(日本でいう京の部分)、(D)市、の整然たる区分によってなりたっている。そこに至るまでの發展過程をみる場合、鬼頭氏が最も重視されるのは、(B)と(C)の分離である。その画期としては、北魏洛陽城外郭が設けられ、内城外Ⅱ外郭内の部分に居住区として里が設定されて、日本でいう京的部分が成立したことが挙げられる。しかし、一方では、内城内は、(D)のみに純化されておらず、居住区との混在を克服していかなかった。この内城に相当する部分が皇城として整備されるのは隋唐段階と考えられる。(なお鬼頭氏は触れておられないが、宋徽求の『長安志』巻七唐皇城の条によれば、「皇城之内、

唯列「府寺、不使「雜人居止」としたのは「実隋文(帝)新意也」とある。

この節の指摘で重要なのは、以上のような都城制の発展過程を、全国的農民支配の進展との関連で捉えようとされていることである。ただ、実際の指摘は中央政府機構の整備についてのみである点に物足りなさを感じる。「北魏にはじまり、隋唐で完成する全国的な農村支配」(三一頁)とは、土地制度上における均田制が念頭に置かれていることは明らかであるが、農村における土地均分思想と都城における里坊区画の発展との関連などは、少し具体的な論及があつて然るべきと思われる。

また、日本の都城制との比較を考へる場合、唐令で「邑居」における自然区分としての「坊―隣」が、日本令では「京」の人為的区分としての「坊―保」として定められているのは何を意味するか。また、都城の行政管轄についても、日本では京内が「京職」という官司によつて、一般の「国」と区別して統治されているのに対し、中国では、例えば唐の長安城では、城外をも含めて統治する京兆府の下で、長安・万年の兩「県」として治められているという相違にも注目すべきである。これらのことは、おそらく「首都」としてのみの比較からでは解決されず、特に中国における集住体としての邑とその囲郭構造の歴史の伝統(いわゆる「城郭の民」)を問題にしなればならないであらう。

以上は、「里坊を城内に設定したこと、日本流に言えば京を設定したことが、どのような歴史的意味をもつていたのか」(二五頁)を重要な検討課題にしておられる鬼頭氏に対して、単なるないものねだりとは言えないと思うがいかがであらうか。

第三節では、日本の平城宮の構成を、(a)天皇居所、(b)天皇家関係官司、(c)朝堂、(d)官衙地域に分け、それぞれの分化・発展が律令体制の成立過程といかに関わっているかが考察されている。

それによると、律令制以前の宮の原型としては(a)+(b)に相当する部分が考えられ、(c)の原初形態としての「朝庭」は推古朝頃から文献に見え始める。そして律令官司体制の形成とともに、(c)が諸官人の「朝庭」として拡大発展し、また(d)の官衙地域が整備される。そしてこの(d)の整備が京の設定と相互に密接な関係にあるという注目すべき指摘もみられる。

この節の分析視角は、前節についても言えることであるが、都城(宮部)を各構成部分に分け、それぞれの機能の分化・発展を重視するものである。これは、最初に述べたような平面プラン論(特に、日中都城の比較におけるそれ)に対する批判の一つの具体化と見なしうる。しかし問題がないわけではない。それは、都城の各構成部分を機能せしめている、権力構造の分析がなされていないことである。

例えば日本の宮都に関して問題になるのは、政治・儀礼空間が、朝堂・曹司の二元的構成をとること、特に日本で独自に発達した朝堂は注意を要する。その原初形態を遡ってゆけば、推古朝頃の大匠・大夫制或は大兄制のような日本独自の権力集中形態と皇権のあり方が問題になってくるであらう。

なお、やや細かい点であるが、気になったところを挙げておく。それは、唐の宮城・皇城の截然たる分割と日本の宮都との比較について、一方で、(d)官衙地域を皇城的部分に比定されつつ(四一

頁)、一方で、節の前半では、内裏の公的・私的部分の割りつけに皇城・宮城分割が影響しているとも読みとれるような記述がなされており、矛盾しているように受けとれることである。このことも、やはり、中国・日本のそれぞれにおいて、都城の構造と権力構造との連関を明らかにしたうえで比較がなされねばならないことを示しているのではなからうか。

第四節は、平城京に視点を移して、主としてその人口(住民)構成・経済構造が扱われている。

前者については、階層構成が典型的なピラミッド型をなし、権力と特権がごく少数の者に掌握されていたこと、官人の人口の上では下級官人が圧倒的な数を占めていたことが指摘されている。このような構成は経済構造をも規定している。例えば、中央財政の支出として、禄物を通して富の配分の階層性が浮き彫りにされている。そしてこれら官人の人件費を維持していたのは、各地から送られてくる調庸・齋米という「実物貢納経済」に基づく収奪物であった。

しかし、一方で平城京の東西市の存在やその他における交易が盛んに行われていたことが当時の文書から知られ、また和同開珎をはじめとする貨幣の発行など、都城を中心とする非農村的経済の発展も無視することができない。このような経済の質をどう規定するかが第一章以下の課題として措定される。

〈補論1〉では、禄物のうちの位禄の算定規程が所輸丁数によっていたことを、養老令(及び大宝令)・大宝元年格にわたって論証したものであり、単に封禄制度上の発見に止まらない重要な論点を提供しているが、ここでは論評を省略したい。

*

第一章以下の特徴は、高屋連赤万呂(第一章)、安都雄足(第二章)、上馬養(第三章)、という奈良時代のそれぞれ前・中・後期を中心に活躍した下級官人の活動を通して、「都市」としての平城京のあり方を探ってゆこうとするものである。このような方法をとったことについては、「はじめに」で述べられているように、彼らの活動が史料的に正倉院文書として豊富に残されており、そこに記された写経所が平城京内の官司の日常生活を示していると考えられるからである。

なお本論の一〜三章は相互にきわめて密接な関係をもっているので、序章のように節ごとで紹介とコメントを付すという方法をとらず、全体の論点をごく大まかに紹介した後、全般にわたる問題点をいくつか指摘することにした。

第一章では、天平期(七三〇〜四〇年代)を中心に写経所の事務関係の記録に多く見られる高屋連赤万呂を素材に、当時の官司の経済と都城の關係に論及している。

彼は、河内国古市郡出身と推定される弱小豪族の出で、彼が最初に出任したことが確認される官司は皇后宮職である。この皇后宮職は、他の国家行政を執行する律令諸官司と異なり、内廷的・家産官司的色彩が濃い点に特徴がある。そして重要なことは、その皇后宮職下にあった写経司が泉木屋所から材木の購入を行っていたことであり、流通経済に接触して必要物を調達している実態が明らかにされたことである。

ところで、この木屋所があった泉木津は当時の材木の集散地として、交易の拠点となっていた。このことは言い換えれば、流通

の中心が都城（特に東西市）に集中されておらず、分散していたことを示している。その理由は、都城が流通経済の自生的発展の中から生み出されてきたものではないからであるとされる。

さて、高屋赤万呂が姿を消す天平末年を中心とする時代は、郷里制の廃止、墾田永年私財法の施行、仏教政策の転換、藤原広嗣の乱とあい次ぐ「遷都」等々に示されるごとく、奈良時代を二分する律令体制の変質期である。このように律令制支配が後退すればするほど流通経済と律令財政との関わりが重要になっていく、という指摘は注目される。

第二章は、その指摘をうけて、流通経済が都城を中心に発達した姿を分析するが、それを体現している存在として安都雄足ほど適当な人物はいない。彼は一時越前国史生となるが、そこで経験した「公解稻」の制度には、先述した律令制支配の後退が端的に現れている。すなわち、それは国家の財政の建て直しを個人身支配の強化によってではなく、国衙官人の財政運用（出挙による増殖等）によって、請負的に行う傾向を有するものである。

このようなあり方は、当時都城を中心に盛んに行われた、官衙・寺院・貴族等の「巨大な消費」としての造営事業の中にもみられる。それは基本的には「実物貢納経済」に依存した農村からの取奪物によってはいるが、反面副次的ではあれ、都城を中心とした流通経済の発展を促進し、またそれに依存している点も無視できない。そしてその流通経済の現実の担い手としては、安都雄足等の下級官人が浮かび上がってくるのである。ただ、これについて、下級官人の私経済が律令財政を支えていたとまでいうのは言いす

ぎであり、むしろ、巨大な需要に基づく国家の財政運用に寄生しつつ私富を蓄積するのがかかる下級官人の本質ではなかったか、とされる。

更に鬼頭氏は本章の〈補論1〉でこれを下級官人の出身階層の問題と関連して捉え、畿内中小豪族の私富蓄積活動の特徴として一般化し、畿外豪族の場合と対比して論じておられる。

第三章で取り上げられる上馬養も、このような畿内中小豪族の一員として同様の性格をもっていたと考えられる。事実、彼の経済の実務能力が買われて、安都雄足の下で仕事に当たっていたことがあった。

しかし、安都雄足が姿を消す頃の平城京は、巨大な需要によってふくれあがった経済体制の矛盾が顕在化していく過程であった。それを具体的に分析するのに鬼頭氏は錢貨による高利貸が八世紀後半に集中して見られることに注目し、かかる状況を生み出した歴史的条件を問題にされる。

これについて、官司の側の条件としては、先述したような都城を中心とする巨大な需要⇨消費が実物貢納経済に危機をもたらし、官衙自体が錢貨獲得行為を行い、独自に財源を確保する必要性に迫られたことが挙げられる。一方、借り手の側の条件としては、巨大な需要によるインフレーションが一般京戸人民や下層官人の生活を圧迫したことが指摘される。

このような出挙錢（月借錢）の貸し手である官衙と借り手である下級官人との間に介在したのは、上馬養や葛井荒海などの畿内富豪層出身と考えられる下級官人であり、彼らが官衙（造東大寺司）の錢の貸出しを請負っていたことは、月借錢申請の手実の追

記から知られる。つまり、同じく享経所で働く下級官人の中にも、請負貸出し（更にはそれに便乗しての私貸出し）を行いうる畿内富豪層出身者と、借り手にまわらざるをえない一般白丁と変わらない出身階層の者との階層分化が現実に行っていたのである。このような高利貸が都城に広がるのは、実物貢納経済の危機が進行していたからであるが、高利貸形態そのものは律令体制に寄生したものであり、歴史の新しい展開を直接生み出しえないのである。

以上は、都城における錢貨のあり方を立体的に明らかにしたものととして、とりわけ第三章の〈補論1〉で展開された出挙錢（月借錢）の分析は、本書の「都市論」としての構想が実はここから発しているのではないかと思わせるほど、包括的な内容を有している。

終章は、これまで三つの章で述べられてきたことのまとめであり、ここで再三紹介するには及ばないと思う。ただ、著者の古代都市論の骨組みを表す「実物貢納経済」と流通経済という概念、及び「巨大な消費（需要）」という基本的な動因についてまとめおく必要がある。

すなわち、平城京は基本的には実物貢納経済の上になりつつ、政府官衙・貴族の集住地としての都城である。ところが、天平期を中心に、造寺・造宮等の大規模な需要に伴う流通経済の発展は、平城京の非農村的な姿を浮かび上がらせる。しかし、平城京自体の経済構造の基盤が、手工業や商業などにはなかったため、巨大な消費は律令財政の基礎をゆるがすことになり、平城京の「都市的」繁栄も一時的なものに終わらざるをえなかった。以上のような

要約から、著者は平城京を都市の前史として位置づけ、アジア的都市のカテゴリーに含まれると結論するのである。

*

さて、これまで主として一―三章の叙述のあとを追ってきたが、鬼頭氏の用いられた基本的概念と古代都市論の構想全般にわたる意見を以下述べていきたい。

まず、「実物貢納経済」と「流通経済」、とりわけ前者の概念について吟味してみよう。

「実物貢納経済」とは、著者によれば、「中央政府が必要とする物品を、諸国から交換経済を原則として媒介することなく取収する体制」(A)であり、その中央政府における分配も、「生産物の使用価値にしたがって、各官司に分配、支出することになる」(B)のである。これを端的に言えば、「自然経済を背景とする貢納経済の一種である」(以上五三頁注(10)、なおA・Bの記号は評者)。

ここで問題となるのはさしあたり(A)の部分である。鬼頭氏は、直接生産者に対する収奪の過程をも含み込んで、これを「貢納経済」と規定されるのであるが、そうした場合当然問題になるのは、それを支える生産様式が原始共同体的、或は「アジア的」生産様式なのか、それとも国家的奴隸制に基づくものなのか、等々によって大きくその意義が変わってくることである。それを抜きにしての規定であれば、租税(または地代)が現物で政府に集中されてくるという形式的な概念にすぎず、それは歴史を通じて多かれ少なかれ見られるものであり、特定の歴史的段階を示しうる概念になっていないと思われる。

更に、八世紀以降の現実を見ても、調庸等の収奪が国衙及び京における流通経済に依存して行われていることは既に指摘されている通りである（例えば、柴原永遠男「律令制下における流通経済の歴史的特質」日本史研究一三二）。従って「自然経済を背景とする貢納経済」が基本であった段階と単純にいうわけにはいかないと思われる。

鬼頭氏自身も、実際の分析の対象として、「流通経済」と対置しておられるのは、主として（B）の局面であり、私も（B）の規定を（A）から切り離して、財政運用のあり方の現物主義という意味での使用には一定の意義を認めることができると思う。ともあれ、生産とそれに対する収奪の過程と財政運用の過程は区別して分析し、概念を設定する必要があると考えるのである。

にもかかわらず、鬼頭氏が敢てそれら両過程を一体的に表現しようとしたのは、私のみるところでは、財政運用のあり方が農村のあり方にも反作用を及ぼす点を考慮されたことと思われる。つまり、巨大な需要が収奪の強化をもたらし、農村を疲弊させ、律令体制を崩す点までも見据えて、「貢納」収奪過程を含みこんで概念化されたものとみうけられる。しかしこのことは「巨大な需要」の一面的な評価に基づいており、そのもつ問題点は後述したい。

さて、「実物貢納経済」に對置されるのは「流通経済」であるが、両者の関係を検討してみよう。鬼頭氏は、*「実物貢納経済は流通経済を補充物として必要とする」*点を随所で強調されている。そして、「実物貢納経済を基礎とする律令権力が、社会的分業の発展とそれにもとづく流通経済とを規定している側面」（二三三

頁注（19）を重視される。

しかし、「流通経済」という概念は、実物経済に規定され、それを補充するという関係でのみなりたっているのではない。むしろ、より一般的・抽象的には、生産過程に対するところの流通過程に基づく概念であることを忘れてはならないと思う。

また、より具体的な問題としても、流通経済は現物貢納経済によつてのみ左右されるものであろうか。例えば、官司などが現物で調達できないものを交易で入手し、余ったものを市場に出す、というあり方は事態の一面を見ているに過ぎず、それはあくまで消費を基準にしての見方を述べているに過ぎない。流通経済を基本的に規定するのは、その社会の生産様式であり、生産過程の特徴こそが分析されねばならないのである。そもそも鬼頭氏の都市論に対していづく素朴な感想は、流通主義のない消費主義的な視点からの性格づけにほぼ終始している点である。それは、アジアの都市 \parallel 消費都市という前提にたつたものであることは容易に推測されるが、それは分析の結果言えることであつて、方法的に転倒されてはならないことはいうまでもない。

ただ、本書で生産過程について積極的な言及がみられるので注目されるのは、第三章第一節である。そこでは、石山寺造営における労働編成を例として、その特徴を石母田正氏のいう「官營作業場内分業」と捉え、諸工人相互の結合は、在地の社会的分業の結果をそのまま利用したものではなく、権力的に諸国から徴集した者を官僚制的（計画的・権威的）に編成したものである。従つて、彼ら工人たちは農村から切り離されるという意味では、非農村の世界を形成するが、その都市的發展への方向は閉ざされて

いるというのである。

ここで問題となるのは、木工・楡皮葺工・土工・鉄工・仏工・画工等の工人の立場をすべて同質のものとして、彼らの編成をすべて「官営作業場内分業」にのみ帰着させてよいかということである。つまり、それぞれの労働過程の特殊性や需要との関係などから、その社会的分業としての発展度やその質はさまざまである。例えば、特殊な技術と需要に支えられた仏工・画工のような存在と、より一般的な需要の存在を想定しうる木工・土工等とは労働編成のあり方も変わってこざるをえないと思われるのである。

このことは、工人を都城に集中させるに当たって、農村からの権力の微発と、作業場における官僚制的編成のみを強調することへの疑問につながる。労働編成におけるいま一つの形、すなわち和雇のないし請負の形態の存在を全く無視してよいであろうか。都城における非農村的性格も、単に工人が在地から切り離されて存在するという消極的な側面からではなく、都城の一般的需要形態に応じて、かなり自立した非農業者が集まってくる可能性も考慮してよいのではないかと思う。

いまこれについて多くを述べる場ではないが、例えば、官衙・寺院・貴族等はいまでもなく、一般京戸に至るまでの広範な需要を想定しうる建築生産者が、都城（及びその周辺）に全く自立的に存在せず、官衙工房にのみ集中せしめられていたと考えることはかえって不自然ではなからうか。また、交通労働者が流通経済の発展に伴う一般的な需要に支えられて交通の要所に存在したことは鬼頭氏も認められている通りである（八三頁）。彼らを編成する場合、やはり雇傭という契機を重視せざるをえず、官司による

造営の場合、そこに全く権力的なものを認めないわけではないが、むしろ、彼らの自立性に規定されている側面を評価する必要があると思われる。そしてそこから都市的需要と社会的分業の発展を見通せば、中世都市への展望も開けてくるのではないかと思われる。逆に、「官営作業場内分業」の解体の論理のみからは、歴史的発展の方向は説明しえないと思うのである。

以上述べてきたことをまとめれば、都市論を構築する基礎的範疇を、生産過程・流通過程・分配（消費・運用）過程に即して、それぞれの区別と連関を明確にしながら設定し直す必要があるのではないかということである。

次に、著者の最も重視する消費、とりわけ都城や農村の経済に規定的に作用するとされる「巨大な消費（需要）」にはいかなる問題があるであろうか。

これについては、その需要の主体と内容（量的には無理にしても、特にその質）に関する具体的分析に物足りなさを感じる。まず需要の内容であるが、先にも述べたように、米や蔬菜或は材木のように比較的広範な需要を想定しうるものと、一部政府・貴族層の奢侈的な物品とは当然区別して論じるべきであり、その生産・流通の構造はおのずから異なったものになるであろう。そうであるとすれば、都城の大規模需要↓農村からの一方的取奪↓農村の疲弊、と単純に一面化できない問題が孕まれていると思うがいかがであろうか。ともあれ、この問題は「巨大な需要」というやや印象的な一括した表現では解くことができないのではなからうか。次に需要の主体についてであるが、史料上ある程度やむをえないとはいえず、官衙の需要に片寄って考察されているといえる。た

だ、注目されるのは、皇后宮職の家産官司的性格と流通経済との関係に関する指摘である（第一章第一節）。しかし、それが一般官衙の消費形態とどのように異なっていたか、また一般貴族の場合との異同はどうであったかなどについての説明は見られない。

需要の主体を重視しなければならないのは、その性格の如何によつて、調庸等の収奪物を食いつぶすという側面のみではなく、律令制的収奪に基づかない新しい生産基盤を作りあげていくという側面を考慮しなければならないからである。具体的には、都城が荘園制的関係の中心として、「権門都市」として再編成されてゆく方向がそれである。鬼頭氏は、平安京以後の新たな問題は今後の課題としておられるが、八世紀の平城京に既に貴族・寺院等の個別領有への萌芽があったのかどうか一応検討されて然るべきではなかったか。

さて、最後に、都市と農村の交通をイデオロギーの面から検討するのも重要な課題である。本書では第一章の二つの補論で、奈良時代の仏教に対する諸階層の関わりという視角から、優婆塞貢進・民間写経に分析を加えている。

その結論として特徴的なことは、いずれにおいても在地豪族の役割をきわめて高く評価していることである。しかし、民間写経についてはひとまず措いて、優婆塞貢進についてみれば、挙げられた史料から先の結論を出すのは少し無理なように思われる。貢進に在地の族縁関係が利用される場合がなかったとはいえないが、より基本的には都城における仏教との結びつきを重視すべきであると考ええる。佐久間龍氏の指摘によれば、貢進解にみえる被貢進

者の貢進時の居住地はすべて平城京とその近隣と考えられ、特に彼らの本貫地が地方である場合には、師主や貢人との関係から、平城京内にいるとしか思えないのである（「優婆塞貢進解の人々」信濃二二一）。

仏教の民間受容における地方豪族の役割が大きかったことは認めたとしても、最も大きな疑問として残るのは、彼らがどういった媒介を経て仏教を受容するようになったのか、ということである。その在地側の条件についてはアジアの共同体の変質から説明されているが（一四八頁）、仏教信仰をもち込む側の主体的な分析が欠けているように思われる。その場合、やはり仏教と都城との密接な関係に注目せざるをえないであろう。

*

これまで鬼頭氏の労作に対する勝手な意見を述べてきたが、本書が社会構成の上に古代都市を位置づけようとする画期的な試みであることは否定できない。そして重要なことはかかる視角が著者の文化財保存問題などへの実践的な関わりと無関係ではないことである。その点で本書の「付論」に触れる必要があるが、評者の力量と紙数の都合で省略せざるをえないのが残念である。

なお、誤解や著者の意図からかけ離れた贅言が少なくないかと恐れるが、著者並びに読者の御寛恕を乞う次第である。

（一九七七年九月刊 法政大学出版局 A5版 本文二一九七頁 三五〇〇円）

（京都大学院生